

# 副市長レビュー（春）協議事項調書

1 部局名 (課名)	産業部 (産業振興課・スタートアップ推進課)	
2 協議事項 (案件名)	開発・実証実験を支援した製品・サービスの出口戦略について (トライアル発注認定制度の創設)	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新産業創出事業費補助金」や「実証実験サポート事業」等で開発・検証した新製品等に関して、出口戦略が求められている。</li> <li>・本市中小企業振興基本条例第15条では、「市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする」と規定している。</li> <li>・本市がそれらの製品等を調達する場合においては、現状では一者特命での随意契約は難しい。</li> <li>・内閣府は「スタートアップ・エコシステム拠点形成 7つの戦略」において、政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進することを推奨している。</li> </ul>	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップを含めた中小企業等に対する製品開発や実証実験の支援（入口支援）は充実しており、一貫したシームレスな事業者支援とするため、販路開拓支援（出口戦略）が必要</li> <li>・自治体の優先調達として、新商品・新役務の随意契約要件（トライアル発注制度）が地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定</li> <li>・各部局が求める製品・サービス等の認定、導入機会の確保等が課題</li> </ul>	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「浜松市トライアル発注認定制度」を創設し、「新産業創出事業費補助金」や「実証実験サポート事業」等で開発・検証した新製品・新サービスの普及を支援</li> <li>・新規性や独自性など本市が定める基準を満たす新製品等を生産・提供する事業者を「認定事業者」として認定し、当該新製品等を本市が率先して導入・購入し評価</li> <li>・庁内ニーズの把握、調達、評価等の各段階において、庁内協力体制を構築</li> </ul>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<p>○トライアル発注認定制度の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容（庁内協力体制（ニーズ発掘、審査、導入、購入、評価等））</li> <li>・認定対象製品等（新製品・新サービスの要件、認定期間等の検討）</li> <li>・認定基準（認定対象者、手続きの簡素化、スタートアップ等の精査）</li> <li>・事業のスケジュール（認定回数）</li> <li>・その他（テスト導入制度の検討）</li> </ul>	
6 結果	<input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める <input type="checkbox"/> サマーレビューで審議 <input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める <input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討 <input type="checkbox"/> その他	具体的内容
7 その他		